

# 《鹿児島県の最低賃金》

## 必ずチェック 最低賃金！ 使用者も労働者も

### ★ 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	<b>761円</b> [平成30年9月30日 までは737円]	<b>平成30年 10月1日</b>	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

### ★ 特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	<b>765円</b>	<b>平成30年 1月6日</b>	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車(新車)小売業	<b>799円</b>	<b>平成29年 12月22日</b>	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	<b>761円</b> [平成30年9月30日 までは737円]	<b>【注釈】</b> 百貨店、総合スーパーの最低賃金額693円は、鹿児島県最低賃金額を下回っているため、平成30年10月1日から鹿児島県最低賃金額761円以上の支払いが必要です。	

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。  
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)  
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

### 《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278  
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175  
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225  
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035  
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

## 鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://isite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

最低賃金テレフォンサービス Tel.099-223-8881